令和4年度中小企業等外国出願支援事業　公募要領

１　事業趣旨

　　岩手県内中小企業者等が外国への事業展開にあたり行う特許等の外国出願に要する経費

の一部を補助することにより、中小企業者等による諸外国での戦略的な特許等の取得に向

けた外国出願を促進するもの。

２　事業期間

　　採択日から令和5年2月末まで

３　公募期間

令和4年4月28日（木）～　6月10日（金）

４　補助対象者

以下の(１)から(４)をすべて満たす者。

（１）岩手県内に事業所を有する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。

ただし、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については商工会議所、工会、NPO法人等を含む。

　　　　※中小企業者には法人格を有しない個人で事業を営んでいる方（個人事業主）を

含みます。

（２）外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を得られる中小企業者又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できること。

（３）本事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力できること。

（４）外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。

５　補助対象案件

日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、年度内に外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定があるもの（特許協力条約に基づく国際出願「PCT出願」における国内移行や、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録出願、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願「マドプロ出願」を含む）。

６　補助対象経費

・外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等

・日本国特許庁に支払う費用については、対象外。

７　補助率

1/2以内

８　補助上限額

１件毎の上限額：特許 150万円

実用新案・意匠・商標 60万円

冒認対策商標(※) 30万円

(※)第三者による抜け駆け出願(冒認出願)対策のために出願する商標

９　審査方法

　　申請書類による書面での審査

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面での審査とさせていただきます。

10　賃上げ実施事業に対する加点措置

　本補助事業では、賃上げを実施する企業に対して、審査上の加点措置を実施します。

○申請後の1事業年度又は1年（暦年）の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5％以上増加したかにより賃上げの判断をします。

○企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、様式1「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。

○採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書（写し）」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（写し）」の提出が必要です。

○なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。

○賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

○なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は様式1誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

11　その他

　　採択となった案件につきましては事業者名、所在地、権利種別等をホームページ等で公開する場合や、経済産業省の判断により、交付決定額や採択件数についても公表の可能性があります。(機密情報に関する部分等については公開いたしません。)

12　申請方法

「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領」を確認の上、交付申請書と添付書類一式を期日までに提出すること。

(交付申請者によって添付書類が異なりますので、補助金実施要領18ページに記載されている「様式第1-1の添付書類」をご確認ください。)

　　（例）法人の場合

　　・様式第1　間接補助金交付申請書

　　・登記簿謄本等の写し

・会社の事業概要

・役員等名簿

・直近２期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等

・外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類

・外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）

・外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金、借入金等）

・先行技術調査等の結果

　　・外国特許庁への出願が共同出願の場合、持分割合及び費用負担割合が記載されている契約書等の写し

※賃上げ実施企業に対する補助金上の優遇を受ける場合のみ、「賃金引上げ計画の誓約書 及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」（様式1-1、1-2、1-3または1-4のいずれか）が必要です。

※必要な様式

様式1-1…給与総額による比較、常時使用する従業員がいる場合

様式1-2…平均受給額による比較、常時使用する従業員がいる場合

様式1-3…給与総額による比較、常時使用する従業員がいない場合

様式1-4…平均受給額による比較、常時使用する従業員がいない場合

13　申請から助成金支払いまでの流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 年間スケジュール | |
| 令和4年5月 | HP等による公募告知、申請書類受付開始（6/10〆切） |
| 7月上旬 | 採否決定通知 |
| **↓** | 外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出  ※出願後すべての費用支払い完了後14日を目安に最終締切日までに提出して下さい。 |
| 令和5年2月28日 | 「実績報告書」提出最終締切 |
| 令和5年3月～ | 助成金振込 |

14　申請・問い合わせ先

公益財団法人いわて産業振興センター　産学連携室　高橋

　　〒020-0857　岩手県盛岡市北飯岡2-4-26

　　TEL：019－631-3825　MAIL：[kenkyu@joho-iwate.or.jp](mailto:kenkyu@joho-iwate.or.jp)